

令和3年第4回箕面市議会定例会議案

報告第28号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	4
報告第29号	専決処分の承認を求める件（令和3年度箕面市一般会計補正予算（第9号））	7
第92号議案	工事請負契約締結の件（箕面萱野駅上屋整備工事）	17
第93号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立小野原多世代地域交流センター）	18
第94号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立かやの広場）	19
第95号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立萱野老人いこいの家）	20
第96号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家）	21
第97号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立青少年教学の森野外活動センター）	22
第98号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立箕面文化・交流センター）	23
第99号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立総合運動場）	24
第100号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職 手当条例改正の件	25
第101号議案	箕面市立幼保連携型認定こども園条例制定の件	39

第102号議案	箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民営化法人 選定委員会条例改正の件	47
第103号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	49
第104号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件	50
第105号議案	箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例改正の件	51
第106号議案	令和3年度箕面市一般会計補正予算（第10号）	57
第107号議案	令和3年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	75
第108号議案	令和3年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）	82
第109号議案	箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	89
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	91
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	93

報告第 28 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 4 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 財産区財産の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和 3 年 11 月 2 日専決）

- (1) 事故発見日 平成 29 年 11 月 17 日
- (2) 事故発生場所 箕面市船場西二丁目 22 番内の倉庫
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、箕面市大字稲財産区が管理する杉谷池の池敷に生えていた植物のつるが相手方の所有する倉庫の屋根裏に入り込み、屋根の一部を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、71,432 円とし、箕面市大字稲財産区は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和 3 年 11 月 2 日

2 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和3年11月5日専決）

- (1) 事故発生日時 令和3年9月20日 午後7時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市萱野三丁目376番3地先 市道稲萱野千里川線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方の自動車が市道稲萱野千里川線を走行していたところ、路面に生じていた凹みに右前後輪が落ち、同車両の右前後のタイヤを破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、13,220円とし、市は、相手方に9,254円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和3年11月5日

3 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和3年11月8日専決）

- (1) 事故発生日時 令和3年10月20日 午後1時25分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市大字粟生間谷2898番1 環境クリーンセンター敷地内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が車両をごみ搬入のための車両スペースに駐車したところ、近傍に設置していた大型扇風機が倒れて同車両に当たり、その右後部ドアを破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、127,281円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 令和3年11月8日

4 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和3年11月10日専決）

(1) 事故発生日時 令和3年9月15日 午後1時39分頃

(2) 事故発生場所 箕面市稲三丁目923番地先 市道稲如意谷線路上

(3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 個人1名）

(4) 事故の状況 本市の公用車（総務部総務課 ██████████ 運転）が、上記日時・場所において、交差点に進入し南進しようとしていたところ、当該交差点を一時停止せずに西進してきた相手方の自転車に接触し、相手方に右上下肢打撲を負わせ、同車両を破損させたものである。

(5) 和解の内容 1 本件事故による相手方の人身に係る損害額は、32,745円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

2 本件事故による相手方の物損に係る損害額は、26,800円とし、市は、相手方に16,080円を支払う。

(6) 和解年月日 令和3年11月10日

報告第 29 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 3 年 10 月 29 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

令和 3 年度箕面市一般会計補正予算（第 9 号）（別紙）

（理由）

新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施することとなったため、令和 3 年度箕面市一般会計予算を緊急に補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため。

令和3年度箕面市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度箕面市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336,036千円を追加し、歳入歳出それぞれ69,211,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月29日専決

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		16,684,875	336,036	17,020,911
	2 国庫補助金	1,694,131	336,036	2,030,167
歳入合計		68,875,583	336,036	69,211,619

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		4,545,615	336,036	4,881,651
	1 保健衛生費	2,397,173	336,036	2,733,209
歳出合計		68,875,583	336,036	69,211,619

令和 3 年度
(2021 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 9 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,859,000	0	22,859,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4 配 当 割 交 付 金	168,000	0	168,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	0	80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,370,000	0	2,370,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0	60,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金	464,927	0	464,927
11 地 方 交 付 税	1,100,000	0	1,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	0	20,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,018,309	0	1,018,309
14 使 用 料 及 び 手 数 料	647,842	0	647,842
15 国 庫 支 出 金	16,684,875	336,036	17,020,911
16 府 支 出 金	6,169,278	0	6,169,278
17 財 産 収 入	340,241	0	340,241
18 寄 附 金	29,160	0	29,160
19 繰 入 金	5,146,917	0	5,146,917
20 繰 越 金	184,829	0	184,829
21 諸 収 入	4,914,405	0	4,914,405
22 市 債	6,226,600	0	6,226,600
歳 入 合 計	68,875,583	336,036	69,211,619

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	429,754	0	429,754
2 総務費	5,994,921	0	5,994,921
3 民生費	23,355,901	0	23,355,901
4 衛生費	4,545,615	336,036	4,881,651
5 労働費	64,199	0	64,199
6 農林水産業費	197,996	0	197,996
7 商工費	245,894	0	245,894
8 土木費	14,637,493	0	14,637,493
9 消防費	1,645,210	0	1,645,210
10 教育費	8,338,531	0	8,338,531
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,986,424	0	2,986,424
13 諸支出金	6,363,645	0	6,363,645
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	68,875,583	336,036	69,211,619

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
336,036	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
336,036	0	0	0

2 敬 人

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
法 項	目			
15	国 庫 支 出 金	千円 16,681,875	千円 336,036	千円 17,020,911
	2 国 庫 補 助 金	1,694,131	336,036	2,030,167
	3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	991,167	336,036	1,327,203

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
			千円	千円
1	保 健 衛 生 費 補 助 金		336,036	4 感染症対策事業費補助金 補正後 1,324,399,000円—補正前 988,363,000円
				336,036

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

(状) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項				目	
4	衛 生 費	1,545,015	336,036	1,881,051	国庫支出金	336,036
	1 保 健 衛 生 費	2,397,173	336,036	2,733,209	国庫支出金	336,036
	2 予 防 費	1,864,527	336,036	2,200,563	国庫支出金	336,036

節		金 額 千円	説 明
区 分			
1	報 酬	40,980	52 新型コロナウイルスワクチン接種事業【地域保健室】 1 報 酬 40,980
3	職 員 手 当 等	7,200	2 委 員 報 酬 51 予防疫種健康被害調査委員会委員
4	共 済 費	150	5 会計年度任用職員報酬 事務補助員他 40,926
7	報 償 費	14,000	3 職 員 手 当 等 7,200 9 時間外及び休日勤務手当
8	旅 費	447	4 共 済 費 150 7 社会保険料 150
10	需 用 費	4,238	7 報 償 費 14,000 1 報 償 金 14,000 応返区謝礼
11	役 務 費	10,417	8 旅 費 447 1 費用弁償 439 2 普通旅費 8
12	委 託 料	248,099	10 需 用 費 4,238 1 消耗品費 979 4 印刷製本費 3,259 予防疫種予診票他 3,259
13	使用料及び 賃借料	10,505	11 役 務 費 10,417 1 通信運搬費 10,017 4 印刷翻訳料 400
			12 委 託 料 248,099 1 委 託 料 248,099 予防疫種委託他 248,099
			13 使用料及び賃借料 10,505 1 使用料 9,756 2 賃借料 719 賃借料 719

(状) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

給 与 費

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	
補正後	長 等	4		37,344	19,516 4.40
	議 員	23	170,286		74,924 4.40
	その他の 特別職	1,567	128,553		
	計	1,594	298,839	37,344	94,440
補正前	長 等	1		37,344	19,516 4.40
	議 員	23	170,286		74,924 4.40
	その他の 特別職	1,567	128,499		
	計	1,594	298,785	37,344	94,440
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特別職		54		
	計		54		

明 細 書

地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)	費		備 考
			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
4,482	127	61,469	10,330	71,799	
		245,210	56,868	302,078	
		128,553	13,634	142,187	
4,482	127	435,232	80,832	516,064	
4,482	127	61,469	10,330	71,799	
		245,210	56,868	302,078	
		128,499	13,634	142,133	
4,482	127	435,178	80,832	516,010	
		54		54	
		54		54	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(860) 1,044	928,862	3,972,677	3,567,850
補正前	(860) 1,044	887,936	3,972,677	3,560,650
比 較		40,926		7,200

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	101,439	331,988
	補 正 前	101,439	331,988
	比 較		

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	63,223	1,768,032
補 正 前	63,223	1,768,032
比 較		

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
		1	
職 員 手 当	7,200	1	その他の増加分 7,200

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
8,421,263	1,596,693	10,017,956	
48,126	150	48,276	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
531,241	83,356	2,330	287,048
531,241	83,356	2,330	279,848
			7,200

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
396,354	2,839
396,354	2,839

説 明	備 考
	時間外及び休日勤務手当 7,200 千円

第 9 2 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 箕面萱野駅上屋整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 5 5 4 , 4 8 4 , 7 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市天王寺区上汐四丁目 5 番 2 6 号
村本建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 先 山 正 登 |

(提案理由)

箕面萱野駅上屋整備工事の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 9 3 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立小野原多世代地域交流センターの指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立小野原多世代地域交流センター |
| 2 | 指定管理者 | 箕面市稲一丁目 1 1 番 2 号
公益社団法人箕面市シルバー人材センター
理事長 黒 山 伊佐夫 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立小野原多世代地域交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 9 4 号 議 案

指 定 管 理 者 の 指 定 の 一 部 変 更 の 件

平 成 2 8 年 6 月 2 4 日 議 決 を 経 た 「 第 5 3 号 議 案 指 定 管 理 者 の 指 定 の 件 」 (令 和 2 年 1 2 月 2 1 日 に 議 決 を 経 て 変 更 し た も の) の 一 部 を 次 の よ う に 改 め る 。

令 和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

箕 面 市 長 上 島 一 彦

「 3 指 定 の 期 間 平 成 2 8 年 8 月 1 日 から 令 和 4 年 3 月 3 1 日 ま で 」 を 「 3 指 定 の 期 間 平 成 2 8 年 8 月 1 日 から 令 和 4 年 9 月 3 0 日 ま で 」 に 改 め る 。

(提 案 理 由)

箕 面 市 立 か や の 広 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て 、 そ の 指 定 の 期 間 を 6 か 月 間 延 長 す る た め 、 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 2 4 4 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に よ り 提 案 す る も の で あ る 。

第 9 5 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立萱野老人いこいの家の指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 公の施設の名称 箕面市立萱野老人いこいの家
- 2 指定管理者 箕面市萱野一丁目 8 番 2 0 号
福祉サービスよってんか
代表者 内 山 三重子
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

箕面市立萱野老人いこいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 9 6 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家の指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 公の施設の名称 箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家
- 2 指定管理者 箕面市萱野一丁目 8 番 2 0 号
福祉サービスよってんか
代表者 内 山 三重子
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 9 7 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者を指定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 公の施設の名称 箕面市立青少年教学の森野外活動センター
- 2 指定管理者 東京都世田谷区代沢三丁目 2 0 番 5 号
株式会社 O U T D O O R L I V I N G
代表取締役 湊 喜 子
- 3 指定の期間 令和 4 年 3 月 1 日から令和 1 9 年 6 月 3 0 日まで

(提案理由)

箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 9 8 号 議 案

指 定 管 理 者 の 指 定 の 一 部 変 更 の 件

平 成 2 2 年 1 2 月 2 0 日 議 決 を 経 た 「 第 1 0 6 号 議 案 指 定 管 理 者 の 指 定 の 件 」 (令 和 2 年 1 2 月 2 1 日 に 議 決 を 経 て 変 更 し た も の) の 一 部 を 次 の よ う に 改 め る 。

令 和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

箕 面 市 長 上 島 一 彦

「 3 指 定 の 期 間 平 成 2 3 年 4 月 1 日 から 令 和 4 年 3 月 3 1 日 ま で 」 を 「 3 指 定 の 期 間 平 成 2 3 年 4 月 1 日 から 令 和 5 年 3 月 3 1 日 ま で 」 に 改 め る 。

(提 案 理 由)

箕 面 市 立 箕 面 文 化 ・ 交 流 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て 、 そ の 指 定 の 期 間 を 1 年 間 延 長 す る た め 、 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 2 4 4 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に よ り 提 案 す る も の で あ る 。

第 99 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 22 年 12 月 20 日議決を経た「第 105 号議案 指定管理者の指定の件」（令和 3 年 3 月 25 日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「3 指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

（提案理由）

箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場の指定管理者の指定について、その指定の期間を 1 年間延長するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第百号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職

手当条例改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職

手当条例の一部を改正する条例

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「行政職給料表又は専門職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が三等級であるもの(以下「行三等級職員等」という。)にあつては、三千五百円」を削る。

第十一条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とする。

第二十一条第一項中「若しくは翌月」を「後三箇月以内」に改める。
別表第一の一の表から三の表までを次のように改める。

1 行政職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	部の長の職務
2等級	部の長を補佐する職務
3等級	組織の長の職務
4等級	組織の長を補佐する職務
5等級	特に高度の知識、技術又は経験をもって担当する業務を掌理する職務
6等級	高度の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務
7等級	定型的な業務を行う職務

2 技能職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	特に高度の知識、技術又は経験をもって担当する業務を掌理する職務
2等級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3等級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4等級	定型的な業務を行う職務

3 専門職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	部の長の職務
2等級	部の長を補佐する職務
3等級	組織の長の職務
4等級	組織の長を補佐する職務
5等級	特に高度の知識、技術又は経験をもって担当する業務を掌理する職務
6等級	高度の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務
7等級	定型的な業務を行う職務

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第2 行政職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	500,600	436,300	377,500	337,000	318,700	198,700	150,600
	2		437,800	379,000	338,500	320,200	200,200	151,700
	3		439,300	380,500	340,000	321,700	201,700	152,800
	4		440,800	382,000	341,500	323,200	203,200	153,900
	5		442,300	383,500	343,000	324,700	204,700	154,900
	6		443,800	385,000	344,500	326,200	206,200	156,300
	7		445,300	386,500	346,000	327,700	207,700	157,600
	8		446,800	388,000	347,500	329,200	209,200	158,900
	9		448,300	389,500	349,000	330,700	210,700	160,100
	10		449,800	391,000	350,500	332,200	212,200	161,600
	11		451,300	392,500	352,000	333,700	213,700	163,100
	12		452,800	394,000	353,500	335,200	215,200	164,700
	13		454,300	395,500	355,000	336,700	216,700	165,900
	14		455,800	397,000	356,500	338,200	218,200	167,400
	15		457,300	398,500	358,000	338,700	219,700	168,900
	16		458,800	400,000	359,500	339,200	221,200	170,400
	17		460,300	401,500	361,000	339,700	222,700	171,700
	18		461,800	403,000	362,500	340,200	224,200	174,400
	19		463,300	404,500	364,000	340,700	225,700	177,000
	20		464,800	406,000	365,500	341,200	227,200	179,600
	21		466,300	407,500	367,000	341,700	228,700	182,200
	22		467,800	409,000	368,500	342,200	230,200	183,900
	23		469,300	410,500	370,000	342,700	231,700	185,500
	24		470,800	412,000	371,500	343,200	233,200	187,200
	25		472,300	413,500	373,000	343,700	234,700	188,700
	26		473,800	415,000	374,500	344,200	236,200	190,400
	27		475,300	416,500	376,000	344,700	237,700	192,200
	28		476,800	418,000	377,500	345,200	239,200	193,900
	29		478,300	419,500		345,700	240,700	195,500
	30		479,800	421,000		346,200	242,200	197,000
	31		481,300	422,500		346,700	243,700	198,500
	32		482,800	424,000		347,200	245,200	200,000
	33		484,300	425,500		347,700	246,700	201,500
	34		485,800	427,000		348,200	248,200	203,000
	35		487,300	428,500		348,700	249,700	204,500
	36			430,000		349,200	251,200	206,000
	37			431,500		349,700	252,700	207,500
	38			433,000		350,200	254,200	209,000
	39			434,500		350,700	255,700	210,500
	40			436,000		351,200	257,200	212,000
	41			436,300		351,700	258,700	213,500
	42					352,200	260,200	215,000
	43					352,700	261,700	216,500
	44					353,200	263,200	218,000
	45					353,700	264,700	219,500
	46					354,200	266,200	221,000
	47					354,700	267,700	222,500
	48					355,200	269,200	224,000
	49					355,700	270,700	225,500
	50					356,200	272,200	226,000
	51					356,700	273,700	226,500
	52					357,200	275,200	227,000
	53					357,700	276,700	227,500
	54					358,200	278,200	228,000
	55					358,700	279,700	228,500
	56						281,200	229,000
	57						282,700	229,500
	58						284,200	230,000
	59						285,700	230,500
	60						287,200	231,000
	61						288,700	231,500
	62						290,200	232,000
	63						291,700	232,500
	64						293,200	233,000
	65						294,700	233,500
	66						296,200	
	67						297,700	
	68						299,200	

	69						300,700	
	70						302,200	
	71						303,700	
	72						305,200	
	73						306,700	
	74						308,200	
	75						309,700	
	76						311,200	
	77						312,700	
	78						314,200	
	79						315,700	
	80						317,200	
	81						318,700	
再任用職員		356,800	314,600	289,400	274,600	255,200	242,400	215,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 技能職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	318,700	218,500	179,200	150,600
	2	320,200	220,000	180,700	152,100
	3	321,700	221,500	182,200	153,600
	4	323,200	223,000	183,700	155,100
	5	324,700	224,500	185,200	156,600
	6	326,200	226,000	186,700	158,100
	7	327,700	227,500	188,200	159,600
	8	329,200	229,000	189,700	161,100
	9	330,700	230,500	191,200	162,600
	10	332,200	232,000	192,700	164,100
	11	333,700	233,500	194,200	165,600
	12	335,200	235,000	195,700	167,100
	13	336,700	236,500	197,200	168,600
	14	338,200	238,000	198,700	170,100
	15	339,700	239,500	200,200	171,600
	16	341,200	241,000	201,700	173,100
	17	342,700	242,500	203,200	174,600
	18	344,200	244,000	204,700	176,100
	19	345,700	245,500	206,200	177,600
	20	347,200	247,000	207,700	179,100
	21	348,700	248,500	209,200	180,600
	22	350,200	250,000	210,700	182,100
	23	351,700	251,500	212,200	183,600
	24	353,200	253,000	213,700	185,100
	25	354,700	254,500	215,200	186,600
	26	356,200	256,000	216,700	188,100
	27	357,700	257,500	218,200	189,600
	28	358,700	259,000	218,700	191,100
	29		260,500	219,200	192,600
	30		262,000	219,700	194,100
	31		263,500	220,200	195,600
	32		265,000	220,700	197,100
	33		266,500	221,200	198,600
	34		268,000	221,700	200,100
	35		269,500	222,200	201,600
	36		271,000	222,700	203,100
	37		272,500	223,200	204,600
	38		274,000	223,700	205,100
	39		275,500	224,200	205,600
	40		277,000	224,700	206,100
	41		278,500	225,200	206,600
	42		280,000	225,700	207,100
	43		281,500	226,200	207,600
	44		283,000	226,700	208,100
	45		284,500	227,200	208,600
	46		286,000	227,700	209,100
	47		287,500	228,200	209,600
	48		289,000	228,700	210,100
	49		290,500	229,200	210,600
	50		292,000	229,700	211,100
	51		293,500	230,200	211,600
	52		295,000	230,700	212,100
	53		296,500	231,200	212,600
	54		298,000	231,700	213,100
	55		299,500	232,200	213,600
	56		301,000	232,700	
	57		302,500	233,200	
	58		304,000	233,700	
	59		305,500	234,200	
	60		307,000	234,700	
	61		308,500	235,200	
	62		310,000	235,700	
	63		311,500	236,200	
	64		313,000	236,700	
	65		314,500	237,200	
	66		316,000	237,700	
	67		317,500	238,200	
	68		318,700	238,700	
69			239,200		

	70			239,700	
	71			240,200	
	72			240,700	
	73			241,200	
	74			241,700	
	75			242,200	
	76			242,700	
	77			243,200	
	78			243,700	
	79			244,200	
	80			244,700	
	81			245,200	
	82			245,700	
	83			246,200	
	84			246,700	
	85			247,200	
	86			247,700	
	87			248,200	
	88			248,700	
再任用職員		255,200	242,400	215,200	187,700

備考 この表は、技能職員で規則で定める者に適用する。

別表第4 専門職給料表(第5条関係)

職員の区分	職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	500,600	436,300	406,300	356,800	327,500	228,200	150,600
	2		437,800	407,800	358,300	329,000	229,700	151,700
	3		439,300	409,300	359,800	330,500	231,200	152,800
	4		440,800	410,800	361,300	332,000	232,700	153,900
	5		442,300	412,300	362,800	333,500	234,200	154,900
	6		443,800	413,800	364,300	335,000	235,700	156,300
	7		445,300	415,300	365,800	336,500	237,200	157,600
	8		446,800	416,800	367,300	338,000	238,700	158,900
	9		448,300	418,300	368,800	339,500	240,200	160,100
	10		449,800	419,800	370,300	341,000	241,700	161,600
	11		451,300	421,300	371,800	342,500	243,200	163,100
	12		452,800	422,800	373,300	344,000	244,700	164,700
	13		454,300	424,300	374,800	345,500	246,200	165,900
	14		455,800	425,800	376,300	347,000	247,700	167,400
	15		457,300	427,300	377,800	348,500	249,200	168,900
	16		458,800	428,800	379,300	350,000	250,700	170,400
	17		460,300	430,300	380,800	351,500	252,200	171,700
	18		461,800	431,800	382,300	353,000	253,700	174,400
	19		463,300	433,300	383,800	354,500	255,200	177,000
	20		464,800	434,800	385,300	356,000	256,700	179,600
	21		466,300	436,300	386,800	357,500	258,200	182,200
	22		467,800		388,300	358,000	259,700	183,900
	23		469,300		389,800	358,500	261,200	185,500
	24		470,800		391,300	359,000	262,700	187,200
	25		472,300		392,800	359,500	264,200	188,700
	26		473,800		394,300	360,000	265,700	190,400
	27		475,300		395,800	360,500	267,200	192,200
	28		476,800		397,300	361,000	268,700	193,900
	29		478,300		398,800	361,500	270,200	195,500
	30		479,800		400,300	362,000	271,700	197,000
	31		481,300		401,800	362,500	273,200	198,500
	32		482,800		403,300	363,000	274,700	200,000
	33		484,300		404,800	363,500	276,200	201,500
	34		485,800		405,800	364,000	277,700	203,000
	35		487,300		406,300	364,500	279,200	204,500
	36					365,000	280,700	206,000
	37					365,500	282,200	207,500
	38					366,000	283,700	209,000
	39					366,500	285,200	210,500
	40					367,000	286,700	212,000
	41					367,500	288,200	213,500
	42						289,700	215,000
	43						291,200	216,500
	44						292,700	218,000
	45						294,200	219,500
	46						295,700	221,000
	47						297,200	222,500
	48						298,700	224,000
	49						300,200	225,500
	50						301,700	227,000
	51						303,200	228,500
	52						304,700	230,000
	53						306,200	230,500
	54						307,700	231,000
	55						309,200	231,500
	56						310,700	232,000
	57						312,200	232,500
	58						313,700	233,000
	59						315,200	233,500
	60						316,700	234,000
	61						318,200	234,500
	62						319,700	235,000
	63						321,200	235,500
	64						322,700	236,000
	65						324,200	236,500
	66						325,700	237,000
	67						327,200	237,500
	68						327,500	238,000
	69							238,500

70							239,000
71							239,500
72							240,000
73							240,500
74							241,000
75							241,500
76							242,000
77							242,500
78							243,000
79							243,500
80							244,000
81							244,500
82							245,000
83							245,500
84							246,000
85							246,500
86							247,000
87							247,500
88							248,000
89							248,500
90							249,000
91							249,500
92							250,000
93							250,500
94							251,000
95							251,500
96							252,000
97							252,500
98							253,000
99							253,500
100							254,000
101							254,500
102							255,000
103							255,500
104							256,000
105							256,500
106							257,000
107							257,500
108							258,000
109							258,500
110							259,000
111							259,500
112							260,000
113							260,500
114							261,000
115							261,500
116							262,000
117							262,500
118							263,000
119							263,500
120							264,000
121							264,500
122							265,000
123							265,500
124							266,000
125							266,500
126							267,000
127							267,500
128							268,000
129							268,500
130							269,000
131							269,500
132							270,000
133							270,500
134							271,000
135							271,500
136							272,000
137							272,500
138							273,000
139							273,500
再任用職員	356,800	314,600	289,400	274,600	256,900	243,500	215,300

備考 この表は、消防吏員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、薬剤師、栄養士、保健師、看護師、
准看護師その他医療従事職員で規則で定める者に適用する。

(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第二条 箕面市職員退職手当条例(昭和二十八年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「七等級」を「六等級」に改める。

第八条の四第一項第三号を削り、同項第四号中「第四号区分」を「第三号区分」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第五号区分」を「第四号区分」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第六号区分」を「第五号区分」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第七号区分」を「第六号区分」に改め、同号を同項第六号とする。
附則に次の見出し及び三項を加える。

(退職手当の調整額に関する経過措置)

14 令和四年四月一日以後に退職する職員のうち、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年箕面市条例第三十七号)第一条の規定による改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例(次項において「旧給与条例」という。)の行政職給料表又は医療職給料表の適用を受けていた職員の平成二十七年三月三十一日以前の基礎在職期間における退職手当の調整月額については、第八条の四第一項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- 一 第一号区分 六万円
- 二 第二号区分 五万円
- 三 第三号区分 四万五千円
- 四 第四号区分 二万五千円
- 五 第五号区分 一万五千円
- 六 第六号区分 零

15 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までに退職する職員のうち、旧給与条例の行政職給料表又は専門職給料表の適用を受けていた職員でその職務の等級が三等級であったもの（以下「旧三等級職員」という。）に対する平成二十七年四月一日から退職の日までの期間における退職手当の調整額に関する第八条の四第一項の規定の適用については、同項第三号中「三万五千元」とあるのは、「四万五千元」とする。

16 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までに退職する職員のうち、旧三等級職員に対する平成二十七年四月一日から退職の日までの期間における退職手当の調整額に関する第八条の四第一項の規定の適用については、同項第三号中「三万五千元」とあるのは、「四万円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（職務の等級の切替え）

2 令和四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた職員でその職務の等級が四等級から八等級であったものの切替日における第一条の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の行政職給料表の職務の等級は、切替日の前日におけるその者の職務の等級（附則別表において「旧等級」という。）に対応する附則別表の新等級欄に定める等級とする。

（号給の切替え）

3 新給与条例の給料表の適用を受ける職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて、市長が別に定める。

(給料表の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き新給与条例の給料表の適用を受ける職員で、その者の切替日における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額（以下「切替日前給料月額」という。）に達しないものには、その者の受ける給料月額が切替日前給料月額に達するまでの間、給料月額に、その差額に相当する額を加算して得た額を給料月額として支給する。

(扶養手当に関する経過措置)

5 切替日から令和五年三月三十一日までの間、切替日の前日において旧給与条例の行政職給料表又は専門職給料表の適用を受けていた職員でその職務の等級が三等級であったものであって、かつ、新給与条例の行政職給料表又は専門職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が三等級であるものに支給する扶養手当に関する新給与条例第十条第三項の規定の適用については、同項中「六千五百円」とあるのは、「二千五百円」とする。

附則別表

行政職給料表の適用を受ける職員の職務の等級の切替表

旧等級	新等級
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7

(提案理由)

人事・給与制度の見直しに伴い、職階、給料表及び諸手当に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第百一号議案

箕面市立幼保連携型認定こども園条例制定の件

箕面市立幼保連携型認定こども園条例を次のように定める。

令和三年十一月三十日提出

箕面市長 上島 一彦

箕面市条例第 号

箕面市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第一条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、その保護者に対する子育て支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第十二条の規定に基づき、本市に幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第二条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
(仮称) 箕面市立せいぶ認定こども園	箕面市瀬川三丁目二番三号
(仮称) 箕面市立ちゅうぶ認定こども園	箕面市萱野一丁目一九番三〇号 箕面市萱野二丁目七番一六号
(仮称) 箕面市立とうぶ認定こども園	箕面市小野原東四丁目二七番四三号

2 認定こども園の定員は、規則で定める。

(事業)

第三条 認定こども園は、次の各号に掲げる事業を行う。

一 認定こども園法第九条各号に掲げる目標を達成するための教育及び保育

二 認定こども園法第二条第十二項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園資格)

第四条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 次に掲げる者であつて、市の区域内に住所を有するもの

イ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子ども

ロ 法第二十条第一項の規定による申請をした日から同条第四項の教育・保育給付認定の効力が生じる日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により認定こども園に入園する必要があると市長が認めた者

二 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(入園の承諾)

第五条 認定こども園に入園しようとする者の保護者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

(保育料)

第六条 認定こども園に入園した者（以下「園児」という。）の保護者は、保育料（箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）第十四条第一項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）

を納付しなければならない。

2 保育料の額は、法第二十七条第三項第二号に規定する政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

(入園の不承諾等)

第七条 市長は、次に掲げる場合において、入園を承諾せず、又は退園を命ずることができる。

一 定員に余裕がないとき。

二 疾病その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

三 この条例の規定に違反したとき。

四 市長の指示に従わないとき。

五 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(保育料の減免)

第八条 市長は、特別の理由があると認める者については、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第九条 既納の保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 第二条第一項の表（仮称）箕面市立せいぶ認定こども園の項及び（仮称）箕面市立とうぶ認定こども園の項の規定並びに附則第十項から第十三項まで、第十五項、第十七項及び第十九項の規定 令和九年四月一日

（準備行為）

2 （仮称）箕面市立ちゅうぶ認定こども園に係る入園の承諾（第五条の規定による入園の承諾をいう。以下同じ。）その他必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 （仮称）箕面市立せいぶ認定こども園及び（仮称）箕面市立とうぶ認定こども園に係る入園の承諾その他必要な手続は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても行うことができる。

（箕面市立保育所条例の一部改正）

4 箕面市立保育所条例（昭和四十四年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表箕面市立萱野保育所の項を削る。

（箕面市立保育所条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日前に前項の規定による改正前の箕面市立保育所条例第二条第一項に規定する箕面市立萱野保育所（次項において単に「萱野保育所」という。）が提供した保育に係る保育料等については、なお従前の例による。

6 施行日の前日において、現に萱野保育所に在籍している乳児又は幼児の保護者は、別段の申出がない限り、施行日において、（仮称）箕面市立ちゅうぶ認定こども園に係る入園の承諾を受けたものとみなす。ただ

し、施行日において第四条の入園資格を有しない場合その他入園の承諾を受けたものとみなすことが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。

(箕面市立幼稚園条例の一部改正)

7 箕面市立幼稚園条例(昭和四十六年箕面市条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表箕面市立かやの幼稚園の項及び箕面市立なか幼稚園の項を削る。

(箕面市立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置)

8 施行日前に前項の規定による改正前の箕面市立幼稚園条例第二条第一項に規定する箕面市立かやの幼稚園及び箕面市立なか幼稚園(次項において「かやの幼稚園等」という。)が提供した教育に係る保育料等については、なお従前の例による。

9 施行日の前日において、現にかやの幼稚園等に在籍している幼児の保護者は、別段の申出がない限り、施行日において、(仮称)箕面市立ちゅうぶ認定こども園に係る入園の承諾を受けたものとみなす。ただし、施行日において第四条の入園資格を有しない場合その他入園の承諾を受けたものとみなすことが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。

(箕面市立保育所条例等の廃止)

10 次に掲げる条例は、廃止する。

一 箕面市立保育所条例

二 箕面市立幼稚園条例

(箕面市立保育所条例及び箕面市立幼稚園条例の廃止に伴う経過措置)

11 第二号施行日前に前項第一号の規定による廃止前の箕面市立保育所

条例（次項において「旧保育所条例」という。）第二条第一項に規定する保育所が提供した保育に係る保育料等及び前項第二号の規定による廃止前の箕面市立幼稚園条例（附則第十三項において「旧幼稚園条例」という。）第二条第一項に規定する幼稚園が提供した教育に係る保育料等については、なお従前の例による。

12 第二号施行日の前日において、現に旧保育所条例第二条第一項に規定する次の表の上欄に掲げる保育所に在籍している乳児又は幼児の保護者は、別段の申出がない限り、第二号施行日（当該乳児又は幼児が第二号施行日の前日に満三歳に達していない場合は、満三歳に達した日以後における最初の四月一日。以下この項において同じ。）において、それぞれ同表下欄に掲げる認定こども園に係る入園の承諾を受けたものとみなす。ただし、第二号施行日において第四条の入園資格を有しない場合その他入園の承諾を受けたものとみなすことが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。

箕面市立桜ヶ丘保育所	（仮称）箕面市立せいぶ認定こども園
箕面市立東保育所	（仮称）箕面市立とうぶ認定こども園

13 第二号施行日の前日において、現に旧幼稚園条例第二条第一項に規定する次の表の上欄に掲げる幼稚園に在籍している幼児の保護者は、別段の申出がない限り、第二号施行日において、それぞれ同表下欄に掲げる認定こども園に係る入園の承諾を受けたものとみなす。ただし、第二号施行日において第四条の入園資格を有しない場合その他入園の承諾を受けたものとみなすことが適当でないと市長が認める場合は、この限りでない。

箕面市立せいなん幼稚園	(仮称) 箕面市立せいぶ認定こども園
箕面市立とよかわみなみ幼稚園	(仮称) 箕面市立とうぶ認定こども園

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 14 箕面市一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四備考中「学童園」の次に「和歌山県」を加える。

(市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部改正)

- 15 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一幼稚園の項を削る。

(箕面市行政手続条例の一部改正)

- 16 箕面市行政手続条例(平成九年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「学校」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

- 17 箕面市行政手続条例の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「、幼保連携型認定こども園又は保育所」を「又は幼保連携型認定こども園」に改める。

(箕面市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 18 箕面市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成十四年箕面市条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

第二条中「（以下「委員会」という。）」を「（幼保連携型認定こども園の学校医等の災害にあつては、市長。以下「委員会等」という。）」に改める。

第四条中「委員会」を「委員会等」に改める。

第五条中「箕面市教育委員会規則」の下に「又は規則」を加える。

19 箕面市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「幼稚園、」を削る。

（提案理由）

新箕面市アウトソーシング計画に基づく公立の教育・保育施設の再編整備に伴い、箕面市立幼保連携型認定こども園を設置するため、本条例を制定するものである。

第百二号議案

箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民営化法人

選定委員会条例改正の件

箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民営化法人

選定委員会条例の一部を改正する条例

(箕面市立保育所条例の一部改正)

第一条 箕面市立保育所条例(昭和四十四年箕面市条例第二十九号)の
一部を次のように改正する。

第二条第一項の表箕面市立稲保育所の項を削る。

(箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例の一部改正)

第二条 箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例(平成二十五
年箕面市条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「箕面市立稲保育所」を「箕面市立桜ヶ丘保育所及び

箕面市立東保育所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(箕面市立保育所条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第一条の規定による改正前の箕面市立保育所
条例第二条第一項に規定する箕面市立稲保育所が提供した保育に係る保

育料等については、なお従前の例による。

(提案理由)

民営化に伴い箕面市立稲保育所を廃止し、箕面市立桜ヶ丘保育所及び箕面市立東保育所を民営化の対象にするため、本条例を改正するものである。

第百二号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第六項中「第四項中」を「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「」に改め、「前項中」の下に「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の訂正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第四百号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「四十万四千元」を「四十万八千元」に、「一万六千元」を「一万二千元」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に対し支給すべき出産育児一時金について適用し、同日前の出産に対し支給すべき出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額及び産科医療補償制度の掛金の上限額を改定するため、本条例を改正するものである。

第百五号議案

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例改正
の件

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例（平成二十一年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

法第五条第一項から第五項までの規定により認定の申請をする者は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める金額を納付しなければならない。

項	区分		金額
	認定の申請	床面積の合計	
一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六條の二第五項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は一戸建ての併用住宅に係るもの	新築	建築の種類	一五、〇〇〇円
		増築又は改築	二〇、〇〇〇円

二																																		
住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第五項又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（一戸建ての併用住宅を除く。以下同じ。）に係るもの																																		
三																																		
その他の一戸建ての住宅又は一戸建ての併用住宅に係るもの																																		
四																																		
その他の共同住宅等に係るもの																																		
五百平方メートル以下のも		五百平方メートルを超え千		の		五百平方メートル以下のもの		一万平方メートルを超えるもの		五千平方メートルを超え一		万平方メートル以下のもの		千平方メートル以下のもの		三千平方メートルを超え五		千平方メートル以下のもの		五百平方メートルを超え千		の		五百平方メートル以下のもの										
は改築	増築又	新築	は改築	増築又	新築	は改築	増築又	新築	は改築	増築又	新築	は改築	増築又	新築	は改築	増築又	新築	は改築	増築又	新築	は改築	増築又	新築	は改築	増築又	新築								
	三五二、〇〇〇円			二一九、〇〇〇円		一四七、〇〇〇円		一〇〇、〇〇〇円		八四、〇〇〇円		五三一、〇〇〇円		三七九、〇〇〇円		三二二、〇〇〇円		二二七、〇〇〇円		一八四、〇〇〇円		一三〇、〇〇〇円		一〇七、〇〇〇円		七六、〇〇〇円		六四、〇〇〇円		四四、〇〇〇円		三八、〇〇〇円		二七、〇〇〇円

千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの		三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの		五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの		一万平方メートルを超えるもの	
新築	増築又は改築	新築	増築又は改築	新築	増築又は改築	新築	増築又は改築
四六四、〇〇〇円		六八七、〇〇〇円		八一、〇〇〇円		一、二〇九、〇〇〇円	
				一、三八〇、〇〇〇円		二、〇四七、〇〇〇円	
						二、五三三、〇〇〇円	
							三、七六九、〇〇〇円

備考

一 この表において「床面積の合計」とは、認定の申請に係る住宅の床面積の合計をいう。ただし、認定の申請に係る住宅が住宅以外の部分を含む場合については、認定の申請に係る建築物の床面積の合計とする。

二 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

第三条第四項中「金額」の下に「（当該変更が資金計画又は維持保全計画に係る部分のみの場合は、三千円）」を加え、同項の表を次のように改める。

項		区分		金額	
一	二	変更の認定の申請	床面積の合計	建築の種類別	金額
住宅の品質確保の促進等に関する法律第六條の二第五項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	住宅の品質確保の促進等に関する法律第六條の二第五項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	住宅の品質確保の促進等に関する法律第六條の二第五項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	五百平方メートル以下のも	新築	三、〇〇〇円
			五百平方メートルを超え千平方メートル以下のも	増築又は改築	四、〇〇〇円
			千平方メートルを超え三千平方メートル以下のも	新築	五、〇〇〇円
			千平方メートルを超え五千平方メートル以下のも	増築又は改築	八、〇〇〇円
			一万平方メートルを超えるもの	新築	九、〇〇〇円
				増築又は改築	一四、〇〇〇円
				新築	一三、〇〇〇円
				増築又は改築	二〇、〇〇〇円
				新築	二四、〇〇〇円
				増築又は改築	三六、〇〇〇円
				新築	四一、〇〇〇円
				増築又は改築	六一、〇〇〇円
				新築	六七、〇〇〇円
				増築又は改築	一〇〇、〇〇〇円

四													三				
その他の共同住宅等に係るもの													その他の一戸建ての住宅又は一戸建ての併用住宅に係るもの				
五百平方メートル以下のもの			五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの			千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの			三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの			五千平方メートルを超え一百万平方メートル以下のもの			一万平方メートルを超えるもの		
新築	増築又は改築	増築又は改築	新築	増築又は改築	増築又は改築	新築	増築又は改築	増築又は改築	新築	増築又は改築	増築又は改築	新築	増築又は改築	増築又は改築	新築	増築又は改築	増築又は改築
一四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	七七、〇〇〇円	一一六、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二四三、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円	四四七、〇〇〇円	六七〇、〇〇〇円				

備考

一 この表において「床面積の合計」とは、認定の申請に係る住宅の床面積の合計をいう。ただし、認定の申請に係る住宅が住宅以外の部分を含む場合については、認定の申請に係る建築物の床面積の合計とする。

二 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第三号に定めるところによる。

第三条第五項中「第九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第七項中「第三項」を「第五項まで」に改め、「第九条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

8 法第十八条第一項の許可の申請をする者は、十六万円の手数料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）等の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料の区分を変更するとともに、その額を改定するため、本条例を改正するものである。

第106号議案

令和3年度箕面市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度箕面市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321,093千円を追加し、歳入歳出それぞれ69,532,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,018,309	34,416	1,052,725
	1 負担金	1,009,295	34,416	1,043,711
15 国庫支出金		17,020,911	910	17,021,821
	2 国庫補助金	2,030,167	910	2,031,077
16 府支出金		6,169,278	41,628	6,210,906
	2 府補助金	2,260,849	41,628	2,302,477
19 繰入金		5,146,917	10,000	5,156,917
	1 基金繰入金	5,146,917	10,000	5,156,917
20 繰越金		184,829	228,524	413,353
	1 繰越金	184,829	228,524	413,353
21 諸収入		4,914,405	5,615	4,920,020
	5 雑入	1,128,189	5,615	1,133,804
歳入合計		69,211,619	321,093	69,532,712

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		429,754	8,497	438,251
	1 議会費	429,754	8,497	438,251
2 総務費		5,994,921	16,758	6,011,679
	1 総務管理費	4,980,547	13,694	4,994,241
	2 徴税費	402,029	1,473	403,502
	3 戸籍住民基本台帳費	433,286	40	433,326
	4 選挙費	125,739	1,551	127,290
3 民生費		23,355,901	22,882	23,378,783
	1 社会福祉費	5,584,948	29,076	5,614,024
	2 児童福祉費	10,591,812	△6,194	10,585,618
4 衛生費		4,881,651	89,091	4,970,742
	1 保健衛生費	2,733,209	22,585	2,755,794
	2 清掃費	1,952,761	△2,328	1,950,433
	3 市民医療総合施設 対策費	193,007	68,834	261,841
6 農林水産業費		197,996	750	198,746
	1 農業費	188,043	750	188,793
7 商工費		245,894	△569	245,325
	1 商工費	198,146	△569	197,577
8 土木費		14,637,493	△2,057	14,635,436
	1 土木管理費	941,238	△2,057	939,231
9 消防費		1,645,210	△708	1,644,502
	1 消防費	1,645,210	△708	1,644,502
10 教育費		8,338,531	81,920	8,420,451
	1 教育総務費	2,116,754	706	2,117,460
	2 小学校費	1,926,049	4,003	1,930,052
	3 中学校費	1,629,271	543	1,629,814
	4 幼稚園費	202,922	212	203,134
	5 社会教育費	1,002,191	76,456	1,078,647
13 諸支出金		6,363,645	104,529	6,468,174
	1 諸費	101,818	104,529	206,347
歳出合計		69,211,619	321,093	69,532,712

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費		千円	野外活動センター 管理運営事業（臨時）	千円 99,800

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小野原多世代地域交流 センター管理運営事業			令和3年度から令和8年度	25,253 千円
萱野老人いこいの家 管理運営事業			令和3年度から令和8年度	64,167 千円
桜ヶ丘老人いこいの家 管理運営事業			令和3年度から令和8年度	49,077 千円
野外活動センター 管理運営事業（臨時）			令和3年度から令和19年度	200,000 千円
文化・交流センター 管理運営事業			令和3年度から令和4年度	34,834 千円
総合運動場 管理運営事業			令和3年度から令和4年度	72,214 千円

令和 3 年度
(2021 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 1 0 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,859,000	0	22,859,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4 配 当 割 交 付 金	168,000	0	168,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	0	80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,370,000	0	2,370,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0	60,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金	464,927	0	464,927
11 地 方 交 付 税	1,100,000	0	1,100,000
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,018,309	34,416	1,052,725
14 使 用 料 及 び 手 数 料	647,842	0	647,842
15 国 庫 支 出 金	17,020,911	910	17,021,821
16 府 支 出 金	6,169,278	41,628	6,210,906
17 財 産 収 入	340,241	0	340,241
18 寄 附 金	29,160	0	29,160
19 繰 入 金	5,146,917	10,000	5,156,917
20 繰 越 金	184,829	228,524	413,353
21 諸 収 入	4,914,405	5,615	4,920,020
22 市 債	6,226,600	0	6,226,600
歳 入 合 計	69,211,619	321,053	69,532,712

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	429,754	8,497	438,251
2 経路費	5,994,921	16,758	6,011,679
3 民生費	23,355,901	22,882	23,378,783
4 衛生費	4,881,651	89,091	4,970,742
5 労働費	64,199	0	64,199
6 農林水産業費	197,996	750	198,746
7 商工費	245,894	△569	245,325
8 土木費	14,637,493	△2,057	14,635,436
9 消防費	1,645,210	△708	1,644,502
10 教育費	8,338,531	81,920	8,420,451
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,986,424	0	2,986,424
13 諸支出金	6,363,645	104,529	6,468,174
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	69,211,619	321,093	69,532,712

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	8,497
0	0	0	16,758
29,076	0	0	△6,194
12,712	0	37,471	38,908
0	0	0	0
750	0	0	0
0	0	0	△569
0	0	0	△2,057
0	0	0	△708
0	0	10,000	71,920
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	104,529
0	0	0	0
42,538	0	47,471	231,084

2 歳 入

(次) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
13	分 担 金 及 び 負 担 金	千円 1,018,309	千円 34,416	千円 1,052,725
	1 負 担 金	1,009,295	34,416	1,043,711
	3 衛 生 費 負 担 金	124,448	34,416	158,864
15	国 庫 支 出 金	17,020,911	9.0	17,021,821
	2 国 庫 補 助 金	2,030,167	9.0	2,031,077
	3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	1,327,203	9.0	1,328,113
16	府 支 出 金	6,160,278	41,628	6,210,906
	2 府 補 助 金	2,260,849	41,628	2,302,477
	2 民 生 費 府 補 助 金	399,263	29,076	428,339
	3 衛 生 費 府 補 助 金	6,071	11,802	17,873
	4 農 林 水 産 業 費 府 補 助 金	21,853	750	22,603
19	繰 入 金	5,146,917	10,000	5,156,917
	1 基 金 繰 入 金	5,146,917	10,000	5,156,917
	7 みどり推進基金繰入金	144,842	10,000	154,842
20	繰 越 金	184,829	228,524	413,353
	1 繰 越 金	184,829	228,524	413,353
	1 前 年 度 繰 越 金	184,829	228,524	413,353
21	諸 収 入	4,914,405	5,615	4,920,020
	5 雑 収 入	1,128,189	5,615	1,133,804
	3 雑 収 入	318,618	5,615	324,233

箇 目		金 額	説 明
区 分	金 額		
	千円	千円	
1	保 健 衛 生 費 負 担 金	34,416	1 豊能広域子ども急病センター運営費負担金 補正後 94,416,000円－補正前 60,000,000円
1	保 健 衛 生 費 補 助 金	910	4 感染症対策事業費補助金 補正後 1,325,309,000円－補正前 1,324,399,000円
1	社 会 福 祉 費 補 助 金	29,076	5 介護施設等整備事業費補助金 補正後 32,926,000円－補正前 3,850,000円
1	保 健 衛 生 費 補 助 金	11,802	7 予防接種事故救済等対策補助金 補正後 11,845,000円－補正前 43,000円
1	農 業 費 補 助 金	750	2 農業次世代人材投資事業費補助金 補正後 5,250,000円－補正前 4,500,000円
1	みどり推進基金繰入金	10,000	1 みどり推進基金繰入金 補正後 154,842,000円－補正前 144,842,000円
1	前年度繰越金	228,524	1 前年度繰越金 補正後 413,353,000円－補正前 184,829,000円
1	保 険 金 収 入	5,615	5 予防接種事故賠償補償保険金収入

(次) 21 諸収入
(項) 5 雑入

3 歳 出
 (款) 1 議会費
 (項) 1 議会費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款 項	目				千円	千円
1	議 会 費	429,754	8,497	438,251	一般財源	8,497
	1 議 会 費	429,754	8,497	438,251	一般財源	8,497
	1 議 会 費	429,754	8,497	438,251	一般財源	8,497
2	総 務 費	5,994,921	16,758	6,011,679	一般財源	16,758
	1 総 務 管 理 費	4,950,547	13,694	4,964,241	一般財源	13,694
	1 一 般 管 理 費	2,769,308	13,694	2,783,002	一般財源	13,694
	2 徴 税 費	402,029	1,473	403,502	一般財源	1,473
	1 徴 税 総 務 費	323,723	1,473	325,196	一般財源	1,473
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	433,256	40	433,326	一般財源	40
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	433,256	40	433,326	一般財源	40
	4 選 挙 費	125,739	1,551	127,290	一般財源	1,551
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	52,075	1,551	53,626	一般財源	1,551
3	民 生 費	29,455,901	22,882	29,478,783	府支出金 一般財源	29,076 △6,194

節		企 業 額	説 明	千円
区 分	企 業 額			
2	給 料	5,724	1 人件費(議会費)【人事室】	8,497
			2 給 料	5,724
			2 一般職給	5,724
			一般職給	5,724
3	職 員 手 当 等	1,381	3 職員手当等	1,381
			3 管理職手当	495
			4 地域手当	199
			10 住居手当	267
			14 児童手当	120
			4 共 済 費	1,392
			3 職員共済組合負担金	1,392
2	給 料	9,000	2 人件費(一般管理費)【人事室】	13,694
			2 給 料	9,000
			2 一般職給	9,000
			一般職給	9,000
			3 職員手当等	4,694
			2 扶養手当	1,613
			4 地域手当	1,200
			9 時間外及び休日勤務手当	881
			10 住居手当	500
			14 児童手当	500
3	職 員 手 当 等	1,473	1 人件費(徴税総務費)【人事室】	1,473
			3 職員手当等	1,473
			9 時間外及び休日勤務手当	1,473
3	職 員 手 当 等	40	1 人件費(戸籍住民基本台帳費)【人事室】	40
			3 職員手当等	40
			14 児童手当	10
3	職 員 手 当 等	1,551	1 人件費(選挙管理委員会費)【人事室】	1,551
			3 職員手当等	1,551
			9 時間外及び休日勤務手当	1,551

(次) 3 民生費
 (項)

(次) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項 目					
3	1 社会福祉費	5,584,948	29,076	5,614,024	府支出金	29,076
	7 老人福祉費	166,107	29,076	195,183	府支出金	29,076
	2 児童福祉費	10,591,812	△6,194	10,585,618	一般財源	△6,194
	3 保育所費	8,876	△6,194	842,572	一般財源	△6,194
4	衛生費	4,881,651	89,091	4,970,742	国庫支出金 国庫支出金 府支出金 諸収入 一般財源	44,416 910 11,802 3,055 38,908
	1 保健衛生費	2,733,209	22,585	2,755,794	国庫支出金 府支出金 諸収入 一般財源	910 11,802 3,055 6,818
	1 保健衛生総務費	337,164	5,187	342,351	一般財源	5,187
	2 予防費	2,200,563	17,398	2,217,961	国庫支出金 府支出金 諸収入 一般財源	910 11,802 3,055 1,631

節		金 額 千円	説 明 千円	
区 分				
18	負担金補助及び交付金	29,076	55 地域密着型サービス拠点整備費補助事業【広域福祉課】	29,076
			18 負担金補助及び交付金	29,076
			2 補助金	29,076
			地域密着型サービス拠点整備費補助金	29,076
2	給 料	△4,394	1 人件費(保育所費)【人事室】	△6,194
			2 給 料	△4,394
			2 一般職給	△4,394
			一般職給	△4,394
3	職員手当等	△1,800	3 職員手当等	△1,800
			3 管理職手当	△887
			4 地域手当	△558
			9 時間外及び休日勤務手当	△355
2	給 料	2,363	1 人件費(保健衛生総務費)【人事室】	5,187
			2 給 料	2,363
			2 一般職給	2,363
			一般職給	2,363
4	共 済 費	566	3 職員手当等	2,258
			2 扶養手当	501
			4 地域手当	136
			10 住居手当	618
			11 児童手当	1,000
			4 共 済 費	566
			3 職員共済組合負担金	511
			7 社会保険料	13
			11 協会けんぽ負担金	9
12	委 託 料	1,661	61 予防接種健康被害救済事業(扶助費)【地域保健室】	15,737
			19 扶 助 費	15,737
			1 扶 助 費	15,737
			医療費・医療手当	3,516
			障害児養育年金	12,221
			68 健康増進システム改修事業【地域保健室】	1,631
			12 委 託 料	1,631

(次) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						千円	千円	千円
4	1	2 [予 防 費]						
		2 清 掃 費	1,952,761	△2,328	1,950,433	一般財源	△2,328	
		1 清掃総務費	572,151	△2,328	569,823	一般財源	△2,328	
	3 市民医療総合施設対策費	193,007	68,834	261,841	分担金及び負担金	34,416	一般財源	34,418
		1 市民医療総合施設対策費	120,000	68,834	188,834	分担金及び負担金	34,416	一般財源
	6	農 林 水 産 業 費	197,996	750	198,746	府支出金	750	
	1 農 業 費	188,043	750	188,793	府支出金	750		
		3 農業振興費	10,842	750	11,592	府支出金	750	
	7	商 工 費	245,894	△569	245,325	一般財源	△569	
	1 商 工 費	198,146	△569	197,577	一般財源	△569		
1 商工総務費		89,761	△569	89,192	一般財源	△569		
8	土 木 費	14,087,198	△2,057	14,085,141	一般財源	△2,057		
1 土 木 管 理 費	911,288	△2,057	909,231	一般財源	△2,057			
	1 土木総務費	926,295	△2,057	924,238	一般財源	△2,057		
9	消 防 費	1,645,210	△708	1,644,502	一般財源	△708		
1 消 防 費	1,645,210	△708	1,644,502	一般財源	△708			

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		1 委託料	1,561
		システム改修委託	
2	給 料	1 人件費(清掃総務費)【人事室】	△2,328
		2 給 料	△2,010
3	職員手当等	2 一般職給	△2,010
		一般職給	△2,010
		3 職員手当等	△318
		4 地域手当	△318
18	負担金補助及び交付金	50 医療保健センター管理運営事業(臨時)【地域保健室】	68,834
		18 負担金補助及び交付金	68,834
		2 補助金	68,834
		豊能広域こども急病センター管理運営補助金	68,834
18	負担金補助及び交付金	53 農業次世代人材投資事業【みどりまちづくり部農業振興課】	750
		18 負担金補助及び交付金	750
		3 交付金	750
		農業次世代人材投資事業交付金	750
3	職員手当等	1 人件費(商工総務費)【人事室】	△569
		3 職員手当等	△569
		9 時間外及び休日勤務手当	△569
3	職員手当等	1 人件費(土木総務費)【人事室】	△2,057
		3 職員手当等	△2,057
		3 管理職手当	△286
		5 通勤手当	△712
		14 児童手当	△1,085

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

科 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目	千円	千円	千円	千円	千円
9	1	1 常備消防費	1,515,099	△708	1,514,391	一般財源	△708
10		教 育 費	8,338,531	81,020	8,420,451	繰入金 一般財源	10,000 71,920
	1	1 教育総務費	2,116,754	706	2,117,460	一般財源	706
		3 教育指導費	533,528	706	534,234	一般財源	706
	2	2 小学校費	1,926,049	4,003	1,930,052	一般財源	4,003
		1 学校管理費	718,245	4,003	722,248	一般財源	4,003
	3	3 中学校費	1,629,271	543	1,629,814	一般財源	543
		1 学校管理費	459,460	543	460,003	一般財源	543
	4	4 幼稚園費	202,922	212	203,134	一般財源	212
		1 幼稚園費	202,922	212	203,134	一般財源	212
	5	5 社会教育費	1,002,191	76,456	1,078,647	繰入金 一般財源	10,000 66,456
		1 社会教育総務費	561,237	△23,344	537,893	一般財源	△23,344

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	△925	1 人件費(常備消防費)【人事室】	△708
		3 職員手当等	△925
4 共 済 費	217	9 時間外及び休日勤務手当	△996
		10 住居手当	△199
		11 児童手当	270
		4 共 済 費	217
		3 職員共済組合負担金	217
7 報 償 費	56	58 支援教育充実検討準備事業【子ども未来創造局人権施策室】	796
		7 報 償 費	56
		1 報 償 金	56
		講師謝礼	50
8 旅 費	650	8 旅 費	650
		3 特別旅費	650
3 職員手当等	3,617	1 人件費(小学校・学校管理費)【人事室】	4,003
		3 職員手当等	3,617
4 共 済 費	386	9 時間外及び休日勤務手当	4,317
		4 共 済 費	386
		7 社会保険料	239
		11 協会けんぽ負担金	147
3 職員手当等	543	1 人件費(中学校・学校管理費)【人事室】	543
		3 職員手当等	543
		5 通勤手当	8
		9 時間外及び休日勤務手当	525
3 職員手当等	212	1 人件費(幼稚園費)【人事室】	212
		3 職員手当等	212
		9 時間外及び休日勤務手当	212
2 給 料	△10,427	1 人件費(社会教育総務費)【人事室】	△23,344
		2 給 料	△10,427
		2 一般職給	△10,427
		一般職給	△10,427
3 職員手当等	△10,577	3 職員手当等	△10,577
		3 管理職手当	△960
		4 地域手当	△1,278
4 共 済 費	△2,340	9 時間外及び休日勤務手当	△5,889

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						千円	千円	千円	千円
10	5	1 [社会教育総務費]							
		4 野外活動センター費	765	99,800	100,565	繰入金 10,000	一般財源 89,800		
13	諸	支出金	6,363,645	104,529	6,468,174	一般財源	104,529		
	1	諸	費	101,818	104,529	206,347	一般財源	104,529	
		2	諸	費	101,068	104,529	205,597	一般財源	104,529

区分	金額	説明	
		千円	千円
		11 期末勤勉手当	△2,500
		4 共済費	△2,340
		3 職員共済組合負担金	△2,340
14	99,800	51 野外活動センター管理運営事業(臨時)【青少年育成室】	99,800
		14 工事請負費	99,800
		1 工事請負費	99,800
		箕面新橋の森インフラ整備工事	99,800
22	104,529	57 国庫補助金等返還事業【子育て支援室】	62,934
		22 償還金利息及び割引料	62,934
		1 償還金	62,934
		令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費	62,934
		国庫補助金返還金他	
		58 国庫負担金返還事業【総合保健福祉センター分室】	18,418
		22 償還金利息及び割引料	18,418
		1 償還金	18,418
		令和2年度障害児人等給付費等国庫負担金	18,418
		返還金	
		59 国庫交付金等返還事業【教育政策室】	23,176
		22 償還金利息及び割引料	23,176
		1 償還金	23,176
		令和2年度子ども・子育て支援交付金返還金	23,176
		60 国庫補助金返還事業【子どもすこやか室】	1
		22 償還金利息及び割引料	1
		1 償還金	1
		令和2年度母子保健衛生費国庫補助金返還金	1

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

給 与 費

明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(860) 1,036	928,862	3,972,933	3,566,478
補正前	(860) 1,044	928,862	3,972,677	3,567,850
比 較	() △ 8		256	△ 1,372

職員手当
の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	103,556	330,856
補 正 前	101,439	331,938
比 較	2,117	△ 1,132

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	64,409	1,765,532
補 正 前	63,223	1,768,032
比 較	1,186	△ 2,500

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
8,468,273	1,597,064	10,065,337	
8,469,389	1,596,843	10,066,232	
△ 1,116	221	△ 895	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
530,922	82,632	2,330	287,048
531,241	83,356	2,330	287,048
△ 319	△ 724		

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
396,354	2,839
396,354	2,839

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	256	1 その他の増減分	256
職 員 手 当	△ 1,372	2 その他の増減分	△ 1,372

注) 職員数は常勤職員数であり、職員数欄の()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る減分 △ 10,097 千円	職員数の異動状況
所属会計変更等に係る増加分 14,268 千円	〔現在在職する職員数〕 (その他) (計)
育児休業等に係る減分 △ 3,915 千円	補正後 1,036(162)人 ()人 1,036(162)人
	補正前 1,041(162)人 ()人 1,044(162)人
	比 較 △8()人 ()人 △8()人
	扶養手当 2,117 千円
	管理職手当 △ 1,132 千円
	地域手当 △ 319 千円
	通勤手当 △ 724 千円
	住居手当 1,186 千円
	期末勤勉手当 △ 2,500 千円

繰越明許費説明書

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

(目) 4 野外活動センター費

(事業名) 野外活動センター管理運営事業 (臨時)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
14 工事請負費	工 事 請 負 費	99,800		99,800	野外活動センター管理運営事業 (臨時) において、事業の完了が翌年度になる
	計	99,800		99,800	ことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度末までの 支 出 額	
			期 間	金 額 千円
小野原多世代地域交流センター管理運営事業	補正前			
	補 正	25,253		
	補正後	25,253		
笠野老人いこいの家管理運営事業	補正前			
	補 正	64,167		
	補正後	64,167		
桜ヶ丘老人いこいの家管理運営事業	補正前			
	補 正	49,077		
	補正後	49,077		

ものについての前年度末までの支出額
に関する調査

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額 千円	国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
令和3年度 (2021年度) から 令和8年度 (2026年度)	25,253				25,253
令和3年度 (2021年度) から 令和8年度 (2026年度)	25,253				25,253
令和3年度 (2021年度) から 令和8年度 (2026年度)	64,167				64,167
令和3年度 (2021年度) から 令和8年度 (2026年度)	64,167				64,167
令和3年度 (2021年度) から 令和8年度 (2026年度)	49,077				49,077
令和3年度 (2021年度) から 令和8年度 (2026年度)	49,077				49,077

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支 出 額	
			期 間	金 額
				千円
野外活動センター管理運営事業（臨時）	補正前	千円		千円
	補 正	200,000		
	補正後	200,000		
文化・交流センター管理運営事業	補正前			
	補 正	34,834		
	補正後	34,834		
総合運動場管理運営事業	補正前			
	補 正	72,214		
	補正後	72,214		

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	国府支出金	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度 (2021年度) から 令和19年度 (2037年度)	200,000			200,000	
令和3年度 (2021年度) から 令和19年度 (2037年度)	200,000			200,000	
令和3年度 (2021年度) から 令和4年度 (2022年度)	34,834				34,834
令和3年度 (2021年度) から 令和14年度 (2022年度)	34,834				34,834
令和3年度 (2021年度) から 令和4年度 (2022年度)	72,214				72,214
令和3年度 (2021年度) から 令和14年度 (2022年度)	72,214				72,214

第107号議案

令和3年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）

令和3年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出それぞれ10,599,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 繰 越 金		1	400	401
	1 繰 越 金	1	400	401
歳 入 合 計		10,599,522	400	10,599,922

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 諸 支 出 金		2,231	400	2,631
	1 償還金及び還付加算金	2,231	400	2,631
歳 出 合 計		10,599,522	400	10,599,922

令和 3 年度

(2021 年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	千円 2,215,707	千円 0	千円 2,215,707
2 使用料及び手数料	231	0	231
3 国庫支出金	2,260,915	0	2,260,915
4 支払基金交付金	2,708,280	0	2,708,280
5 府支出金	1,470,666	0	1,470,666
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,923,516	0	1,923,516
8 繰越金	1	400	401
9 諸収入	20,205	0	20,205
歳入合計	10,599,522	400	10,599,922

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	278,556	0	278,556
2 保険給付費	9,625,641	0	9,625,641
3 地域支援事業費	691,093	0	691,093
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	2,231	400	2,631
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	10,599,522	400	10,599,922

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	400
0	0	0	0
0	0	0	400

2 歳 入
 (款) 8 繰越金
 (項) 1 繰越金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
8	繰越金	千円 1	千円 400	千円 401
	1 繰越金	1	400	401
	1 前年度繰越金	1	400	401

節		区 分	金 額	説 明
	1 前年度繰越金		400	1 前年度繰越金 補正後 401,000円－補正前 1,000円
				400

(款) 8 繰越金
 (項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
状 項	目	千円	千円	千円	千円
5	諸 支 出 金	2,231	400	2,631	一般財源 400
1	償還金及び還付加算金	2,231	400	2,631	一般財源 400
1	第一号被保険者 保険料還付金	2,230	100	2,630	一般財源 400

備 考		金額	備 考
区 分	金額	千円	千円
22	償還金利子及び割引料	400	52 諸支出金事業（第一号被保険者保険料還付金） 【介護・医療・年金室】
			22 償還金利子及び割引料 400
			1 償還金 400
			保険料過納還付金 400

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

第108号議案

令和3年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）

令和3年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,191千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,624,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 繰越金		1	122,191	122,192
	1 繰越金	1	122,191	122,192
歳入合計		2,502,744	122,191	2,624,935

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,465,033	122,191	2,587,224
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,465,033	122,191	2,587,224
歳出合計		2,502,744	122,191	2,624,935

令和3年度
(2021年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	2,170,739	0	2,170,739
2 使用料及び手数料	152	0	152
3 繰入金	328,249	0	328,249
4 繰越金	1	122,191	122,192
5 諸収入	3,603	0	3,603
歳入合計	2,502,744	122,191	2,624,935

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	33,611	0	33,611
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,465,033	122,191	2,587,224
3 諸支出金	3,600	0	3,600
4 予備費	500	0	500
歳出合計	2,502,744	122,191	2,624,935

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	122,191
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	122,191

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

科 目		補正前の額	補正額	計
次 項	目	千円	千円	千円
4	繰越金	1	122,191	122,192
1	繰越金	1	122,191	122,192
1	前年度繰越金	1	122,191	122,192

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1	前年度繰越金	1 前年度繰越金 122,191
		補正後 122,192,000円 - 補正前 1,000円

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款 項	目				千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,465,033	122,191	2,587,224	一般財源	122,191
1	後期高齢者医療広域連合納付金	2,465,033	122,191	2,587,224	一般財源	122,191
1	後期高齢者医療広域連合納付金	2,465,033	122,191	2,587,224	一般財源	122,191

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
18	負担金補助及び交付金	122,191	122,191	1 後期高齢者医療広域連合納付事業【介護・医療・年金室】
				18 負担金補助及び交付金
				4 納付金
				保険料等納付金 122,191

(款) 2 後期高齢者医療広域連合

(項) 1 後期高齢者医療広域連合

第 1 0 9 号 議 案

箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 橋 森 正 樹

略	歴
平成 1 2 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
同 1 2 年 1 1 月	司法試験合格
同 1 4 年 1 0 月	司法修習終了
同 1 4 年 1 0 月	弁護士登録（現在に至る。）
同 2 0 年 1 2 月	税理士登録（現在に至る。）

同	21年	1月	橋森・幡野法律会計事務所開設（現在に至る。）
同	25年	4月	近畿弁護士会連合会税務委員会副委員長
同	26年	6月	箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会委員
同	26年	12月	大阪桐蔭会計処理問題第三者委員会委員
同	27年	1月	大阪司法書士会綱紀調査委員会外部委員
同	28年	3月	箕面市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る。）
同	28年	4月	箕面市行政不服審査会委員（現在に至る。）
同	29年	4月	近畿弁護士会連合会税務委員会委員長
同	30年	4月	大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長

（提案理由）

橋森正樹氏を引き続き箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 古 川 治

略 歴

昭和 47 年	3 月	桃山学院大学社会学部卒業
同 47 年	4 月	箕面市立萱野小学校助教諭
同 48 年	4 月	箕面市立萱野小学校教諭
同 59 年	4 月	箕面市立萱野青少年会館指導係長
平成 5 年	4 月	箕面市教育センター所長代理（課長補佐級）

同	9年	7月	箕面市教育委員会事務局学校教育課主幹（課長待遇） 兼箕面市教育センター所長
同	11年	4月	箕面市立止々呂美中学校長
同	19年	4月	人権擁護委員（現在に至る。）
同	21年	4月	東大阪大学こども学部こども学科長
同	22年	4月	甲南大学教職教育センター特任教授
同	22年	11月	中央教育審議会専門委員
令和	2年	4月	桃山学院教育大学客員教授（現在に至る。）
同	3年	3月	大阪大学大学院人間科学研究科修士課程修了

（提案理由）

古川 治氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 関 隆 徳

略 歴

平成 6年 3月	関西大学法学部卒業
同 12年 4月	宗教法人青龍寺代表役員（現在に至る。）
同 25年 4月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 27年 4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員
令和 2年 4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

(提案理由)

関 隆徳氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。